

徳島税務署からの お知らせ

詳しくは、徳島税務署(☎088・622・4131)
までお問い合わせいただくか、国税庁ホームページ
(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

確定申告会場 (所得税および復興特別所得税・ 贈与税・消費税および地方消費税) は、 2月14日(火)からです!

※2月13日以前は、申告会場を設けていませんので、ご注意ください。

開設場所 アスティとくしま (徳島市山城町東浜傍示1)

開設期間 平成29年2月14日(火)～3月15日(水)
ただし、土曜日と2月19日・2月26日を除く日曜日は閉庁しています。

受付時間 午前9時～午後4時 (混雑時には、受付を早めに締め切ることがあります。)

※徳島税務署庁舎内には確定申告会場を設置していません。



ポイント 1

ご自宅などで申告書が作成できます!

ネットで申告または、印刷して郵送などで!

※ご利用にあたっては、別途事前に手続きなどが必要です。

ポイント 2

平成28年分以降の所得税などの確定申告書には、

マイナンバー(12桁)の記載

申告書にはマイナンバー(個人番号)を記載する欄を設けており、申告者ご本人や控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などのマイナンバーの記載が**必要**です。

+

本人確認書類の提示又は写しの添付

申告書を提出する際には、申告者ご本人の**※本人確認書類**の提示または写しの添付が**必要**です。なお、控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などの本人確認書類は**不要**です。

※本人確認書類 例1 マイナンバーカード

例2 通知カード + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証 など

が必要になります。

マイナンバーカードを利用して、ご自宅などのパソコンからe-Taxで送信する場合は、本人確認書類を別途送付する必要はありません!

申告と納付期限など

税 目	申告・納付期限	振替納税の口座振替日
所得税および復興特別所得税	3月15日(水)	4月20日(木)
個人事業者の消費税および地方消費税	3月31日(金)	4月25日(火)
贈与税	3月15日(水)	口座振替はご利用できません

公的年金を受給されている方へ

公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税および復興特別所得税の確定申告をする必要はありません。

ただし、所得税および復興特別所得税の還付を受ける方、確定申告書を提出することが要件とされている特例を受けられる方は、確定申告書の提出が必要です。

また、所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことは、税務課市民税担当(市役所1階 ☎32・3821 / FAX33・3401 / Mail:shiminzei@city.komatsushima.tokushima.jp)までお問い合わせください。